平成２３年（フ）第３６２号
千葉県成田市中台６丁目17番地６　ソフィア中台202号
債務者　末吉　栄作
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　聡子
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７４５号
川崎市麻生区王禅寺西５丁目４番10―202号
債務者　横山　　哲
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
熊本市帯山６丁目７番130号
債務者　原口　耕作
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４４８号
北海道旭川市神楽岡11条５丁目２番16号
債務者　海川　和年
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金879番地22
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３８号
愛知県丹羽郡大口町大御堂１丁目227番地
債務者　ＴＭハッピークリエイトこと　前田　臣代
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北口　雅章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９５号
長崎県島原市有明町湯江甲331番地１
債務者　竹山　正勝
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國弘　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
長崎県島原市有明町湯江甲331番地１
債務者　竹山　初子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國弘　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
群馬県太田市南ヶ丘町1236番地５
債務者　髙橋あさ子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３０３号
秋田市保戸野千代田町６番25号
債務者　吉田祐香利
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１４号
秋田市大町４丁目２番６号
債務者　長谷川　度
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２８号
神戸市中央区楠町６丁目１番20―206号
債務者　帯川　純一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
和歌山県日高郡由良町大字吹井919番地の14
債務者　佐伯美津代
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１１１号
群馬県みどり市笠懸町久宮450番地４
債務者　新井　誠之
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　典勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２４３６号
福岡市東区土井１丁目23番１―202号
債務者　橋場　俊徳
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５５号
愛知県一宮市中町２丁目７番１―504号パークメゾン野村503号
債務者　髙橋　　彰
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５６号
函館市花園町11番15号
債務者　西條　鈴子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
函館地方裁判所